

【第3号議案】別紙1 規約改正案のポイント

☆規約改正のポイント

(令和5年5月24日総会)

1. 副会長の任務（第7条関係）

①会長代行者の指名

会長代行者については、あらかじめ会長が指名することとする。

②任務の分担

現実の分担に合わせる表現に変更する。

<現行>「総括」「イベントⅠ」「イベントⅡ」「三専門部会」「企業人権」「広報」の業務を分担。

<改正案>各専門部会及び各委員会の業務を分担。さらに地域関連業務を概ね各中学校区で分担』に変更。

2. 相談役の任務（第7条関係）

会長だけでなくその他の役員（専門部会長や委員長を想定）からの求めにより、役員会以外の機関等の会議に出席し、意見を述べるができるよう拡大。

3. 役員会の採決方法（第11条関係）

出席役員の過半数で決し、可否同数なら議長が決することを明記。

4. 専門部会長の選出（第12条）

<現行>「各部会の幹事より選出されて総会の承認を得る」ためには、少なくとも総会を2回開催する必要が生じる。すなわち、①まず新役員を総会で選出。②次に新役員による専門部会を開催し、互選により部会長を選出。③再度総会を開催し承認を得る。こととなってしまう。

<改正案>専門部会長を他の役員と同じく総会で選出してもらう方法に変更するもの。

5. 各委員会の担当事務（旧第11条関係・新第13条関係）

各委員会の担当事務を明記。第11条から独立させ、第13条を新設。

6. 書面開催（第14条関係）

令和2年度・3年度・4年度の総会を書面開催したが、規約に明記。

7. その他

その他、必要に応じて修正。

8. 施行日

令和5年5月24日